

定住自立圏の形成に関する協定書

四万十市及び宿毛市（以下「甲」という。）と 市町村（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲乙が相互に役割を分担して「定住」のための暮らしに必要な都市機能及び生活機能を総体として確保し、充実させるとともに、地域の強みや魅力を磨き上げることで、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、地域全体の活性化を図るために定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完しあうこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完しあう政策分野及びその取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次の各号に規定するものとする。

別添「市町村別対応表」のとおり

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組の推進のため、甲乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前

項に規定する費用の負担については、その都度甲乙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙が協議のうえ定めるものとする。

この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を得たうえでその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年1月19日

甲 四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市

四万十市長 田中 全

宿毛市桜町2番1号

宿毛市

宿毛市長 中西 清二

乙 市町村 番地

市町村

市町村長